

食 品 安 全 委 員 会 第 232 回 会 合 議 事 録

1. 日時 平成 20 年 4 月 3 日（木） 14:00～14:57

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

（１）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 3 品目

①アラクロール ②ブタミホス ③メプロニル

（厚生労働省からの説明）

・体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品の安全性について

（厚生労働省からの説明）

（２）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

・農薬「インドキサカルブ」に係る食品健康影響評価について

・農薬「チアメトキサム」に係る食品健康影響評価について

（３）平成 18 年度及び平成 19 年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価の結果について

（４）平成 20 年度食品健康影響評価技術研究の研究課題の候補について

（５）食品安全委員会の 3 月の運営について

（６）食品安全モニターからの報告（平成 20 年 2 月分）について

（７）その他

・専門委員の改選について

・食品による薬物中毒事案について

4. 出席者

（委員）

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員

（説明者）

厚生労働省 國枝基準審査課長

厚生労働省 玉川新開発食品保健対策室長

(事務局)

栗本事務局長、日野事務局次長、大久保総務課長、北條評価課長、西村勧告広報課長、
酒井情報・緊急時対応課長、小平リスクコミュニケーション官、猿田評価調整官

5. 配布資料

資料 1－1 食品健康影響評価について

資料 1－2 「アラクロール」、「ブタミホス」及び「メプロニル」の食品安全基本法第 24 条第
1 項に基づく食品健康影響評価について

資料 1－3 体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する
食品の安全性について

資料 2－1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<インドキサカルブ>

資料 2－2 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<チアメトキサム>

資料 3 平成 18 年度及び平成 19 年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価の結果につ
いて

資料 4 平成 20 年度食品健康影響評価技術研究の研究課題の候補について

資料 5 食品安全委員会の 3 月の運営について（報告）

資料 6 食品安全モニターからの報告（平成 20 年 2 月分）について

資料 7 食品安全委員会専門委員の改選について（報告）

資料 8 食品による薬物中毒事案について（第 37 回報：08/04/01）

6. 議事内容

○見上委員長 ただ今から食品安全委員会第 232 回会合を開催いたします。

本日は、7 名の委員が出席です。

また、厚生労働省から、國枝基準審査課長及び玉川新開発食品保健対策室長に御出席いただい
ております。

それでは、会議全体のスケジュールにつきまして、お手元の資料に「食品安全委員会（第 232 回
会合）議事次第」がございますので、御覧いただきたいと思います。

お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は 11 点ございます。資料が多数あります
ので、一部は資料番号のみの読み上げとさせていただきます。

資料１－１が「食品健康影響評価について」。

その関連資料として、資料１－２及び１－３。

資料２－１及び２－２が「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料３が「平成１８年度及び平成１９年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価の結果について」。

資料４が「平成２０年度食品健康影響評価技術研究の研究課題の候補について」。

資料５が「食品安全委員会の３月の運営について（報告）」。

資料６が「食品安全モニターからの報告（平成２０年２月分）について」。

資料７が「食品安全委員会専門委員の改選について」。

資料８が「食品による薬物中毒事案について」でございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、議事に先立ちまして、先日、事務局で幹部の人事異動がありましたので、御紹介させていただきます。

４月１日付けで、事務局長が齊藤局長から栗本局長に代わりましたので、栗本新局長から一言御挨拶をお願いいたします。

○栗本事務局長　４月１日付けで齊藤の後を引き継ぎました栗本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

食品安全委員会は、平成１５年の設立以来、リスク管理機関からの要請を受けて、また私どもの自主的な判断によりまして、さまざまなリスク評価を行ってきております。引き続き、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正なリスク評価をしっかりと進めていきます外、その評価結果などにつきまして、関係者とのリスクコミュニケーションを積極的に進めていくことが大切だと考えております。

大変微力ではございますが、一生懸命やりたいと思います。どうか御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

○見上委員長　局長、どうもありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきます。

最初に「（１）食品安全基本法第２４条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」でございます。

資料１－１にありますとおり、４月１日付けで、農薬３品目及び「体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品の安全性」について、食品健康影響評価の要請がありました。

まず最初に、厚生労働省の國枝基準審査課長から、農薬３品目について説明をよろしくお願いいたします。

○國枝基準審査課長 厚生労働省基準審査課の國枝でございます。資料１－２に基づいて御説明をしたいと思います。『アラクロール』、『ブタミホス』及び『メプロニル』の食品安全基本法第２４条第１項に基づく食品健康影響評価について」でございます。

「ブタミホス」、「メプロニル」につきましては、本年の３月２１日付けで、「アラクロール」につきましては、本年の３月２７日付けで魚介類に関する基準値の設定の要請がございました。これらの剤についての残留基準値の検討を行うに当たり、食品安全基本法第２４条第１項に基づいて、食品安全委員会に食品健康影響評価の依頼を行うものでございます。

「２．評価依頼物質の概要」でございます。

「アラクロール」でございます。

本薬は除草剤ということで、タンパク質の合成阻害をすることにより作用すると考えられているものでございます。現在、ナシ、ブドウなどに登録がございまして、食品衛生法に基づく残留基準が設定されています。今回、魚介類への残留基準設定が申請されているものでございます。

国際的には、JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されておられません。

本品目については、昨年３月５日付けで食品安全基本法第２４条第２項に基づく食品健康影響評価を依頼しているものでございます。

「ブタミホス」でございます。

本薬は除草剤ということで、成長点に強く作用し発生する器官の成育異常、成育停止を引き起こすことにより作用すると考えられているものでございます。現在、メロン、すいかなどに登録がございまして、食品衛生法に基づく残留基準が設定されております。今回、魚介類への残留基準設定が申請されているものでございます。

国際的には、JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されておられません。

本品目については、今年３月２５日付けで食品安全基本法第２４条第２項の規定に基づく食品健康影響評価を依頼しているものでございます。

「メプロニル」でございます。

本薬は殺菌剤ということで、作用機序は基質呼吸系のコハク酸脱水酵素の阻害と考えられています。現在、麦類、ばれいしょなどに登録がございまして、食品衛生法に基づく残留基準が設定されております。今回、魚介類への残留基準の設定が申請されたものでございます。

国際的には、JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されておられません。

本品目については、今年３月２５日付けで食品安全基本法第２４条第２項の規定に基づく食品健

健康影響評価を依頼しているものでございます。

以上、3つの農薬につきましては、食品安全委員会での食品健康影響評価を受けた後、薬事・食品衛生審議会において、これらの残留基準値の設定等について検討する予定としております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたら、よろしくお願いいたします。

廣瀬委員、どうぞ。

○廣瀬委員 1つ。今の説明にありましたように、ブタミホスとメプロニルは、3月25日に第2項の諮問が既にされているわけですが、1週間置いて、同じ品目が申請されるということは、今までもあったのでしょうか。非常に短い間で諮問されていますね。

○國枝基準審査課長 これは私どもの手違いがございまして、本来であれば一緒にやらなければいけないところ、大変恥ずかしいんですけども、申し訳ございません。

○廣瀬委員 わかりました。

○見上委員長 本間委員、どうぞ。

○本間委員 いわゆる国際基準が設定されていないというのは、極めて新しく開発されたものというところでございましょうか。

○國枝基準審査課長 これは国際的な JMPR やコーデックスでは毒性評価が設定されておられませんけれども、海外の参照されている5か国では、例えばアラクロールについては、米国、カナダです。

ブタミホスとメプロニルについては、これらの国ではなく我が国ということになります。

○見上委員長 よろしいですか。

○本間委員 はい、結構です。

○見上委員長 外にございませんか。よろしいですか。

それでは、農薬3品目につきましては、農薬専門調査会において審議することといたします。それでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 それでは、そのように進めることにいたします。國枝課長、どうもありがとうございました。

次に、玉川新開発食品保健対策室長から、「体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品の安全性」について、説明をよろしくお願いいたします。

○玉川新開発食品保健対策室長 厚生労働省の玉川でございます。よろしくお願いいたします。資料1-1の4ページにございます食品安全基本法第24条第3項の規定に基づき、今般、食品健康

影響評価の依頼をいたしました体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品の安全性について、資料 1－3 に基づきまして、評価の依頼に至った経緯等について御説明をさせていただきます。

まず「1. 経緯」でございます。

体細胞クローン技術を用いて産出されました家畜及びその後代に由来する食品につきましては、厚生労働省及び農林水産省において研究事業が行われてきたところでございます。そして、現在までに以下のような報告が取りまとめられているということで、平成 11 年度の厚生科学特別研究事業、平成 12～14 年度の厚生労働科学研究費補助金事業におきまして「体細胞クローン牛については、従来の技術により産出された牛にはない特有の要因によって食品の安全性が損なわれることは考えがたい」と結論されているところでございます。

また、平成 11～13 年度におきまして、社団法人畜産技術協会で「クローン牛生産物性状調査」というものが行われておりまして、この中で「体細胞クローン牛の生産物（肉と乳）については、一般牛の生産物との間に生物学的な有意差は認められない」と結論されております。

また、平成 16～20 年度に先端技術を活用した農林水産研究高度化事業の中で、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構畜産草地研究所によりまして、「産業利用に向けた体細胞クローン牛に関する技術開発と調査、「体細胞クローン牛・後代牛の健全性ならびに生産物性状に関する国内調査」というものが行われております。こちらで「体細胞クローン後代牛が生産した乳肉の生産性状調査の中間報告において、栄養成分分析等の検査で得られたデータを一般牛が生産した乳肉で得られたものと比較した結果、生物学的な差異は認められない」と結論されております。

これらの国内の研究報告に加えまして、本年 1 月でございますが、米国の食品医薬品局（FDA）から「体細胞クローン技術を用いて産出された牛、豚及び山羊並びにあらゆる体細胞クローン家畜の後代に由来する食品（肉及び乳）は、従来の繁殖方法で産出された家畜に由来する食品と安全性において同等である」とする評価結果が公表されております。

また、同月、欧州食品安全機関（EFSA）からも「体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品（肉及び乳）と、従来の繁殖方法で産出された家畜に由来する食品との間には安全性に関していかなる差異も存在しないであろう」という意見書案が公表されたところでございます。

このように、国内外におきまして、体細胞クローン家畜等由来食品の安全性に関する知見が集積されてきたことから、これらの状況を踏まえるとともに、関係文献等の収集が今般終了いたしましたので、食品安全基本法の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価の依頼を行うこととしたものでございます。

「２．今後の方針」でございます。

食品安全委員会におきます食品健康影響評価の結果に基づきまして、厚生労働省として、必要に応じた対応を検討することとしております。

説明は、以上であります。

○見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願いします。

長尾委員、どうぞ。

○長尾委員 国内においては、かなり前から牛の研究が行われていたと思いますけれども、豚はどうなっていますでしょうか。

○玉川新開発食品保健対策室長 国内におきまして、平成 16～20 年度の農林水産研究高度化事業の研究の中で、報告書の付録という形で、豚についても研究結果が取りまとめられているところでございます。

○見上委員長 よろしいですか。

○長尾委員 はい。

○見上委員長 外に何かございませんか。

小泉委員、どうぞ。

○小泉委員 EFSA とか FDA では、この結果の報告書をまとめて、安全性は問題ないとしており、日本でもそういった安全性の評価に入ることになりますけれども、今までのリスコミの経験上、欧米人と日本人で少し捉え方に差があるように思います。新技術を用いたこういったものの考え方について、２点ほど意見を言いたいと思います。

１つは、FDA も EFSA も生き残ったというんでしょうか、製品化された肉については問題ないという評価をしておりますが、実際には、そういったポジティブな捉え方をしているように思うんですが、我々日本人としては、危険というネガティブな点が割合強調されて評価されるように思うんです。その点は、いわゆるクローン牛が通常の牛と比べて死亡率が高いということを聞いておりますので、こういった点は、やはり日本では科学的にきっちり検証する必要があるだろうということです。

もう一点は、肉とか牛乳は通常の検査で混入された場合、恐らく区別がつかないだろうということが想像されます。しかし、現在、EU も米国も自主規制で市場に出回っていないということですが、現実にはいつ市場流通が始まるかわからない状況であろうと思いますので、やはり常時注視しまして、早くこういった何らかの事情で市場に出回っている可能性があるとかいった情報提供を速やかにしてくださって、また、そういったことに対して対応ができるように考えておく必要があるのでは

はないかと思います。

そういった懸念からも、私個人としては、評価はできるだけ早く、また確実に進めるべきではないかなと思います。

以上です。

○見上委員長 御意見どうもありがとうございました。

玉川さん、今の小泉委員の御意見で、何かお話しすることはありますか。

○玉川新開発食品保健対策室長 後者についてでありますけれども、米国の状況といたしましては、1月15日の評価が出るまでは、FDAからの出荷自粛要請ということで、体細胞クローン家畜とその後代に由来する食品も自粛がなされておりました。

同日、そちらの要請は解除されたわけでございますけれども、引き続き、米国農務省（USDA）の方で、体細胞クローン家畜については、出荷自粛要請が行われております。これは、米国内の消費者や主要な貿易国の理解を得て、実際に販売に踏み切るには移行期間が必要という考え方から行っているものとお聞きしております。

○見上委員長 どうもありがとうございます。

死亡率が高いというのは、確か生後200日までのことを言っていて、それ以降はクローン牛と普通の牛とを比較しても、死亡率に差はなかったという報告を読んだことがありますので、多分出産後、間近い時期には感染症とかいろんなもので死んでいるのも1つの原因かなと思っております。

外に何かございませんか。

本間委員、どうぞ。

○本間委員 表題に「後代」と書いてありますけれども、これはおよそどのぐらいのことを言っているのでしょうか。ただ法律上の文言として書いておられるんですか。

○玉川新開発食品保健対策室長 法律上の文言ではないんですけれども、クローン技術を用いて生産された家畜の子孫一般について後代ということで、それは2代後でも3代後でも、一応概念としては含むということでございますけれども、ただし、クローン技術自体がここ10年ぐらいの技術でございますので、実際に生まれているものとしては、そんなに何十世代もというものではないと思います。

○見上委員長 畑江委員、どうぞ。

○畑江委員 今の御質問と似ているんですけれども、今、 F_1 と F_2 はどのぐらいいて、その死亡率というのはそんなに高くないのでしょうか。

○玉川新開発食品保健対策室長 現在の生存頭数までは手元にはないんですけれども、我が国ではこれまでの出生頭数ベースで申しますと、クローン牛が昨年9月30日現在で535頭、クローン豚

が 256 頭、クローンヤギが 9 頭と聞いております。

実際の死亡率等の数字がすぐ出てこないんですけれども、御指摘がありましたように、農林水産省の今回の平成 20 年 3 月の研究等によりますと、いわゆる後代の F_1 のものにつきましては、一般牛とそうした出生の際の死亡率等について、統計学的に有意な差はないとまとめられているところでございます。

○畑江委員 何頭ぐらいいるんですか。

○玉川新開発食品保健対策室長 手元に F_1 の頭数の数字を持ち合わせておりません。

○見上委員長 今の質問に対して、わかったら事務局の方にお知らせください。

○玉川新開発食品保健対策室長 はい。

○見上委員長 外に何かございませんか。

廣瀬委員、どうぞ。

○廣瀬委員 後代のトレーサビリティについては、管理はきちんと行われているのでしょうか。特にアメリカの状態がわかれば、教えていただきたいと思います。

○玉川新開発食品保健対策室長 米国は、1 月までにつきましては、FDA の方で、 F_0 、 F_1 ともに出荷自粛要請が行われていたということでございます。

その後につきましては、出荷自粛は F_0 だけになっているわけでございますけれども、実際、その後生産されたものということになりますと、まだ成育途中の状況だろうと思います。今後、実際に市場等にどのように現れてくるのかについて、必ずしもきちとした形で現段階の状況をつかんでいるものではございませんけれども、FDA が 1 月にホームページにおいて公表した USDA の見解によりますと、体細胞クローン技術を用いて生産された家畜は、数年先までは流通される可能性はなく、その家畜の後代については、更にその数年先まで流通しないというコメントが載っていたということまでは承知しております。実際の物自体がどういう状況にあるかということについては、引き続き厚生労働省としても情報を求めていきたいと考えております。

○廣瀬委員 そうしますと、現時点では、10 何年後の何代先にもなるとトレースできなくなるという可能性も出てくるわけでしょうか。

○玉川新開発食品保健対策室長 クローン家畜そのものについては、生産等にもかなりコストがかかるものでございますし、 F_0 の世代については、比較的よく把握がなされているようでございます。

ただ、これが後代ということで今後、生産されていくようなことになると、どこまでそうした管理が対応できるのかといったところは課題になってくるかと思えます。

○見上委員長 よろしいですか。

○廣瀬委員 はい。

○見上委員長 外に何かございませんか。

野村委員、どうぞ。

○野村委員 評価の対象について、アメリカは、牛、豚及びヤギ並びにあらゆる体細胞クローン家畜となっていますね。ただ、日本とヨーロッパは、牛、豚となっているんですが、この違いはどういうことなのでしょう。

それから、アメリカのように、ヤギ並びにあらゆる体細胞クローン家畜となっていないんですが、これで大丈夫なのかどうか教えていただきたいと思います。

○玉川新開発食品保健対策室長 先ほど、国内のクローンヤギの出生頭数が 9 頭と申しましたけれども、諸外国においても、ヤギ自体については、産出自体の現存数が少ない。現存数が少ないということは、これに関します今までの研究結果の蓄積などでの知見も限られているということでございます。

一方、当面の間はそういう生産状態であることを考えますと、当該食品が市場に出回る可能性が比較的低いと考えられる。こうしたことから、現段階において、依頼の対象といたします範囲からは除外をいたしました。

○野村委員 では、アメリカは、ヤギ並びにあらゆる体細胞クローン家畜はかなり多いということなんですか。

○玉川新開発食品保健対策室長 私どもが把握している範囲では、米国におよそ 20 頭のヤギがいると聞いております。

○見上委員長 外にございますか。よろしいですか。

玉川室長、どうもありがとうございました。

それでは、体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品の安全性につきましては、新開発食品専門調査会において審議することといたします。

なお、「体細胞クローン」については、核移植などの議論もあろうかと思しますので、これらの専門家の参画につきましては、新開発食品専門調査会で検討していただきたいと思います。それではよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 それでは、そのように進めることといたします。

それでは、次の議事に移らせていただきます。

「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。農薬 2 品目に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の終了

しております。事務局から、説明願います。

○北條評価課長 それでは、資料２－１と２－２に基づいて御説明いたします。

いずれも農薬でございまして、国民からの御意見・情報の募集の手続が終わったものでございます。

まず、資料２－１のインドキサカルブでございます。

評価書の３ページを御覧いただきたいと思います。

インドキサカルブは、殺虫剤でございます。

インドキサカルブ MP（ラセミ体制剤）につきましては、2001 年４月に既に農薬登録をされているものでございますが、今回のインドキサカルブは、活性の高いＳ体の比率を高めた製剤として、新規に農薬登録申請がなされたものでございます。

2005 年７月に、農林水産省より厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡と基準設定の依頼がございまして、それを受けまして、厚生労働大臣より、残留基準値設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

農薬専門調査会におきましては、４回御審議をいただきまして、その評価書（案）につきまして、本年の２月 28 日～３月 28 日まで、国民からの御意見・情報の募集の手続が行われたものでございます。

結果につきましては、最後のページにございますように、期間中に御意見・情報はございませんでした。

続きまして、資料２－２のチアメトキサムでございます。

評価書の３ページを御覧いただきたいと思います。

チアメトキサムは、殺虫剤でございます。

チアメトキサムにつきましては、2000 年８月に初回農薬登録をされておりまして、今回の諮問は、2004 年７月に適用拡大申請ということで諮問がなされております。その後、２回ほど追加の適用拡大申請がございました。したがって、第 24 条第 1 項に係る諮問が３件あるということでございます。

また、チアメトキサムは、ポジティブリスト制度の導入に伴いまして、残留基準が設定をされているということで、第 24 条第 2 項に基づく諮問も同時になされているものでございます。

農薬専門調査会におきましては、５回審議をいただきまして、その評価書（案）につきまして、本年の２月 28 日～３月 28 日まで、国民からの御意見・情報の募集の手続が行われたものでございます。

このものにつきましても、最後のページにございますように、期間中に御意見・情報はございま

せんでした。

したがいまして、資料 2－1 と 2－2 の 2 案件につきましては、農薬専門調査会の結論をもって、関係機関に通知をいたしたいと考えております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容、記載事項等につきまして、御質問、御意見がございましたら、よろしく願いいたします。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、「インドキサカルブの一日摂取許容量を 0.0052 mg/kg 体重/日と設定し、チアメトキサムの一摂取許容量を 0.018 mg/kg 体重/日と設定する」ということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「平成 18 年度及び平成 19 年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価の結果について」でございます。先日、食品健康影響評価技術研究運営委員会が開催されましたので、座長の長尾委員から御報告願います。

○長尾委員 平成 18 年度及び平成 19 年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果につきましては、3 月 21 日に研究運営委員会第 22 回会合を開催しまして、中間評価の結果を取りまとめました。

詳細につきましては、事務局から説明してもらいます。

○酒井情報・緊急時対応課長 それでは、資料 3 に基づきまして、御報告申し上げます。

食品健康影響評価技術研究につきましては、2 年以上の実施時間を要する課題について、1 年ごとに中間評価を行いまして、当該研究課題の翌年度への継続の可否を判断することといたしております。資料 3 は、その中間評価の結果を取りまとめたものでございます。

表は、平成 18 年度に採択しました研究課題の中間評価の結果でございます。

裏は、平成 19 年度に採択しました研究課題の中間評価の結果でございます。

中間評価は、2 月 26 日にヒアリング審査を行いまして、3 月 21 日に資料 3 のとおり、結果を取りまとめたということでございます。

結果につきましては、18 年度に採択をいたしました 7 課題は、すべて 20 年度へ継続すると評価されております。

19 年度に採択されました課題につきましては、9 課題のうち 8 課題については 20 年度へ継続すると評価されていますが、研究課題番号 0709 につきましては、中止することが妥当だと評価されております。

本日、資料 3 の内容をお認めいただければ、直ちに各主任研究者にこの結果を通知しまして、20 年度の具体的な委託額を決定し、正式に 20 年度の委託契約を締結したいと考えております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容、記載事項につきまして、何か御意見、御質問がございましたらよろしく願いいたします。

本間委員、どうぞ。

○本間委員 大変求められているテーマだと思いますけれども、この研究の金額というのは、中間の評価で変更なく、予定どおり配分されるということでよろしいですね。

○酒井情報・緊急時対応課長 先日、研究運営委員会でもその課題を検討いたしました。その結果、基本的に前年度と同額で推進することになっておりますので、額の大きな変更はございません。

○本間委員 承知いたしました。

○見上委員長 外に何かございますか。よろしいですか。

それでは、平成 18 年度及び平成 19 年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価結果につきましては、資料 3 のとおりに決定するというところでよろしいですか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「平成 20 年度食品健康影響評価技術研究の研究課題の候補について」でございます。先日、食品健康影響評価技術研究運営委員会が開催されましたので、座長の長尾委員から報告願います。

○長尾委員 平成 20 年度の食品健康影響評価技術研究の研究課題につきまして、3 月 21 日に研究運営委員会第 22 回会合を開催いたしました。研究課題として、合計 8 課題の候補を選定いたしましたので、詳細につきまして、事務局より説明してもらいます。

○酒井情報・緊急時対応課長 それでは、資料 4 に基づきまして、御報告を申し上げます。

ただ今、長尾委員より説明がありましたとおり、3 月 21 日に開催しました研究運営委員会におきまして、資料 4 にあります 8 課題を平成 20 年度の食品健康影響評価技術研究の研究課題候補として選定をしております。20 年度につきましては、平成 19 年 12 月 26 日～2 月 8 日までの間に研究課題の募集を行いまして、合計 49 課題の応募がございました。応募のありました研究課題につきましては、まず 3 月 3 日に書類による一次審査を行いまして、その結果を踏まえ、残りました候補の研究課題 16 課題につきまして、3 月 18 日に二次審査ということでヒアリングを実施いたしまして、3 月 21 日に資料 4 のとおり、8 課題の研究課題候補を設定したという経緯でございます。

選定しました 8 課題でございますが「Ⅰ 化学物質系研究領域」として 3 課題。

「Ⅱ 生物系研究領域」として 3 課題。

「Ⅲ新食品等研究領域」として1課題。

「Ⅳリスクコミュニケーション研究領域」として1課題を選定したということでございます。

本日、研究課題の採択を決定いただきましたら、直ちに主任研究者のこの結果を通知しまして、20年度の具体的な委託額を決定し、委託契約を締結したいと考えております。

また、採択されなかった課題の主任研究者につきましても、併せて不採択ということで結果を通知させていただきます。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容、記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。よろしいですか。

それでは、資料4のとおり、平成20年度食品健康影響評価技術研究の研究課題として8課題を決定するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「食品安全委員会の3月の運営について」でございます。事務局から報告願います。

○大久保総務課長 それでは、資料5に基づきまして、御報告申し上げます。

まず「1. 食品安全委員会の開催」でございます。

3月6日に開催されました第229回会合の結果でございます。

(1) は、記載の農薬5品目につきまして、リスク管理機関からの説明を受けております。

(2) は、農薬専門調査会、動物用医薬品専門調査会から報告されました記載の案件につきまして、国民からの意見・情報の募集に着手することを決定しております。

(3) は、食品安全委員会の2月の運営について報告いたしております。

3月13日に開催されました第230回会合の結果でございます。

(1) は、記載の農薬11品目、動物用医薬品／飼料添加物1品目、動物用医薬品8品目につきまして、リスク管理機関から説明を受けております。

(2) は、表に記載の各専門調査会から報告されました案件につきまして、国民からの意見・情報の募集に着手することを決定しております。

(3) は、記載の添加物1品目、農薬4品目、動物用医薬品2品目につきまして検討いたしまして、食品健康影響評価の結果をリスク管理機関に通知しております。

(4) は、「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成20年2月分)につきまして報告しております。

3月27日に開催されました第231回会合の結果でございます。

(1) は、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当するとして、以下の内容について照会を受けたところでございます。これにつきまして検討いたしまして、評価を行うことが明らかに必要でないときに該当することが確認されたところでございます。

(2) は、記載の表の品目につきまして、リスク管理機関からの説明を受けております。

(3) は、動物用医薬品専門調査会から報告されました記載の案件につきまして、国民からの意見・情報の募集に着手することを決定しております。

(4) は、記載の添加物 2 品目、農薬 1 品目、動物用医薬品 2 品目につきまして検討しまして、食品健康影響評価の結果をリスク管理機関に通知しております。

(5) は、BSE 対策に関する調査結果等につきまして、厚生労働省から報告を受けております。

(6) は、平成 20 年度食品安全委員会運営計画について決定しております。

(7) は、平成 20 年度食品安全モニターの依頼について報告しております。

「2. 専門調査会の運営」でございます。以下につきましては、開催日時のみを紹介とさせていただきます。

緊急時対応専門調査会につきましては、第 24 回会合を 3 月 24 日に開催しております。

添加物専門調査会につきましては、第 56 回会合を 3 月 24 日に開催しております。

農薬専門調査会につきましては、第 37 回幹事会と第 20 回総合評価第一部会を 3 月 5 日に、第 12 回確認評価第二部会を 3 月 7 日に、第 13 回確認評価第三部会を 3 月 25 日に、第 38 回幹事会と第 20 回総合評価第二部会を 3 月 31 日にそれぞれ開催しております。

動物用医薬品専門調査会につきましては、第 90 回会合と第 91 回会合を 3 月 25 日に開催しております。

微生物・ウイルス専門調査会ワーキンググループにつきましては、第 2 回会合を 3 月 3 日に開催しております。

プリオン専門調査会につきましては、第 49 回会合を 3 月 26 日に開催しております。

遺伝子組換え食品等専門調査会につきましては、第 59 回会合と第 60 回会合を 3 月 17 日に開催しております。

新開発食品専門調査会につきましては、第 2 回ワーキンググループを 3 月 12 日に開催しております。

「3. 意見交換会等の開催」でございます。

まず「(1) 意見交換会」につきましては、記載のとおり「食品のリスクコミュニケーションに関する国際ワークショップ」ということで、3 月 4 日と 5 日に東京都で開催しております。

また「食品のリスクコミュニケーションー食品中の鉛について考えるー」につきましては、3月19日に東京都、3月26日に大阪府で開催しております。

「(2) 食品の安全性に関する地域の指導者育成講座」につきましては、3月4日に兵庫県で開催しております。

「(3) 食品の安全性に関するリスクコミュニケーター育成講座」につきましては、3月5日に北海道で開催しております。

「4. その他」でございます。

季刊誌の16巻を発行しております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いします。よろしいですか。

それでは、次の議事に移らせていただきます。

「食品安全モニターからの報告（平成20年2月分）について」でございます。事務局から報告願います。

○西村勧告広報課長 それでは、資料6に基づきまして、2月分のモニターからの報告について御説明いたします。

2月一月間で98件の報告がありました。この数字は、食品安全委員会発足以来、一月の数字としては2番目に多い数字ということが言えます。

ちなみに、前月1月分については43件でしたので、2月はその倍の件数があったことも併せて言えると思います。

中身を見ますと、一番上の「食品安全委員会活動一般関係」から始まりまして、下の方に「食品衛生管理関係」が41件ですが、このうちの34件が中国産の冷凍ギョウザ関係の案件です。すなわち98件全体の3割強がギョウザ関係であったということが言えます。

2ページ目から、若干報告の内容をかいつまんで御報告いたします。

「1. 食品安全委員会活動一般関係」です。

「平成19年度食品安全モニター活動をふり返って」ということで、2月時点で、3月末で活動を終えるモニターさんと、折り返し地点で更に20年度まで活動を続けるモニターさんが2種類いまして、いずれもかなり、例えば真ん中辺り、この2年間でマスコミ報道や雑誌を見る目が変わってきた自分に気づくというコメントもありました。

一番下ですけれども、高校1年生を対象とした保健科の授業で「気になる農薬」というDVDを見て、「食の安全・安心」の課題でレポートを提出させたという学校の先生からのコメントで、生徒

たちの反応が非常に良かったということをおっしゃいます。

3 ページ目は「食品安全委員会からのコメント」です。

下から 2 段落ですけれども、食品安全委員会がモニターさんに求めることとしては、今、言ったような報告をいただくことのほかには、地域におけるリスコミの積極的な実施推進のための指導者育成講座とか、リスクコミュニケーター育成講座に是非参加くださいということをここでは言っております。

4 ページ目は「2. リスクコミュニケーション関係」です。

ここでは、マスメディアによる風評被害を防ぐためには、食品安全委員会や関係省庁はもっとタイムリーに情報を提供すべき。

更にはその下の方ですけれども、この方は報道、情報を一方的に受け入れるのではなくて、自分の力、知識で食に関する情報を消化すべきだというのが消費者に課せられた課題であるということをおっしゃいます。

5 ページ目は、四半期に 1 回出す『食品安全』という季刊誌が非常にわかりやすくていい。特に「寄稿：委員の視点」という毎号書いているコーナーと「キッズボックス」が非常にいいので、もっと多くの人の目に触れるようにしてくれという要望であります。

これに對しましては、コメントの真ん中ぐらいですけれども、全国の消費生活センター、自治体、図書館、学校等に今、配布しております。更には、全国各地でやる意見交換会でもやっております。全部で 3 万部ぐらい刷って、なるべく皆さんの目に触れるようにということをやっておりますが、今後ともそれを更にやっていきたいというコメントにしております。

ジュニア食品安全委員会を去年の夏に初めてやりましたが、非常にいい試みだから外でもやってくれという要望であります。

11 ページ目は、食品衛生管理関係として、先ほどの中国の冷凍ギョウザのことがずっと続いております。

中身としましては、例えば一番上の○だったら、これを機に食品行政を一元化したらどうかというコメント。

更には一番下の○のところですが、検査体制を強化すべし、報告体制を迅速化すべし、更には食品表示制度の見直しを強化せよという提案もあります。

このギョウザ関係が 12、13 ページとずっと続きまして、16 ページの上の方まであります。

それに対する食品安全委員会からのコメントは、政府一体となって、被害の拡大防止、原因究明、再発防止の検討に努めているところです。更には、2 月 22 日の関係閣僚による申し合わせでも、再発防止策について決めたところだということを書いております。

19 ページでは、食品表示関係が幾つかあります。上の方では、偽装問題です。かき氷用シロップとかタマネギの偽装問題。

同じ表示でも、24 ページにいきますと、食品表示の一元化についての御意見も幾つかあります。

25 ページにいきますと、真ん中ぐらいの「10. その他」ですけれども、冒頭に説明のありました体細胞クローン家畜の安全性についての意見が2月に2件ほど寄せられております。

報告は、以上です。

○見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。よろしいですか。

それでは、次の議事に移らせていただきます。

「食品安全委員会専門委員の改選について」でございます。事務局から説明願います。

○大久保総務課長 それでは、資料7に基づきまして、今年の4月1日付けで行われました食品安全委員会専門委員の改選につきまして、御報告申し上げます。

2、3 ページに表がございます。

農薬専門調査会の専門委員につきましては、4月1日付けでこの表に書いてございます計37名を、再任が32名、新任5名ということで選任しております。

なお、表の下に＊が付いておりますけれども、この外に4名の専門委員が昨年12月に選任されておりますので、農薬専門調査会の体制としては、4月1日現在で全部で41名体制ということで、従前より3名増えているということでございます。

4 ページには、添加物専門調査会の専門委員が書いてございます。

実は今回の改選に合わせまして、記載の江馬専門委員が農薬専門調査会から退かれ、引き続き添加物専門調査会を担当されるということで、江馬専門委員については、添加物専門調査会の専門委員として選任したということでございます。

なお、昨年選任されました専門委員が外に13名おりますので、添加物専門調査会の4月1日現在の専門委員数は全部で14名になるということでございます。

5 ページは、プリオン専門調査会関係でございます。

こちらにつきましては、4月1日付けで再任が10名、新任が1名の計11名の専門委員を選任しております。

なお、このほか1名が昨年10月に選任されておりますので、4月1日現在の体制としては、全体で12名体制ということで、従前と変わっておりません。

以上、簡単ですが、御報告とさせていただきます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の報告につきまして、御質問等ござい

たら、よろしくお願いいたします。よろしいですか。

それでは、次の議事に移らせていただきます。

「食品による薬物中毒事案について」でございます。事務局から報告願います。

○酒井情報・緊急時対応課長 資料8「食品による薬物中毒事案について（第37報：08/04/01）」
ということで、4月1日付けで連絡会議で整理したものでございます。

「1. 事案の概要」については、大きな変更はございません。

2ページ「2. これまでの対応（政府）」でございます。

3月31日（月曜日）の警察庁のまとめでございます。

千葉県警において、千葉市事案の被害者宅に残された未調理のギョウザ等の定量分析を行ったところ、3月31日、高濃度のメタミドホスが検出された事実を広報したという内容でございます。

濃度は、括弧内にありますように、未調理のギョウザ皮1g当たり約17.68 mg、具1g当たり約19.29 mg、外3点からも検出されたといった内容になってございます。

報告は、以上です。

○見上委員長 どうもありがとうございます。ただ今の報告につきまして、何か御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

小泉委員、どうぞ。

○小泉委員 これは警察庁からの報告を非常に素早く報告してくださってありがとうございます。

今回の濃度は非常に高く、約20,000 ppm。ということは、2%ということなんです。ですから、例えばギョウザを100g食べたら、2gそこにメタミドホスが入っているという、とても信じられないような量です。私個人の考えとしては、日本では長年使用禁止になっていることから、とても日本ではそういったものが混入する可能性は非常に低いと思います。

また、恐らく原液そのものではなくて、溶剤に溶かしているということで、50%原液とすると、大体4g前後のものが100gの中に入っている。ギョウザとして560gありますので、大体20g前後のものが原液として入っていたんだろうと推測されます。

私は、これをどうこうというわけではなくて、こういったことは我々が考えているような食品の残留農薬の安全性の問題とは全く違って、あくまで事件であって、別に中国とか日本とかの区別なしに考えねばならないことだと思います。これを契機に食品の安全を考えることは非常に重要ですが、けれども、だからといって、食品の安全が日本でも中国でも脅かされて、すべての食品の安全がだめだということではないと思います。

やはり、基本的な考え方をしっかり持って、食品の安全と事件とは区別して考えていくべきだと思います。

以上です。

○見上委員長 どうも御意見ありがとうございました。

廣瀬委員、どうぞ。

○廣瀬委員 これは当然包装の分析もやっていると思うんですけども、その辺りのデータはまだ出て来ていないのでしょうか。

○酒井情報・緊急時対応課長 警察に伺ってみますと、包装については、今、大きな課題になっておりますので、併せて分析をしているということで、押収したものについては、一通りの分析が終わるまで続けていきたいということでございますので、またいずれ公表になる部分があるかと思えます。

○見上委員長 外にございませんか。よろしいですか。

それでは、外に議事はございますでしょうか。

○大久保総務課長 特にございません。

○見上委員長 どうもありがとうございました。これで本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。以上を持ちまして、食品安全委員会第 232 回会合を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、4 月 10 日木曜日 14 時から開催を予定しています。

どうもありがとうございました。

以上です。